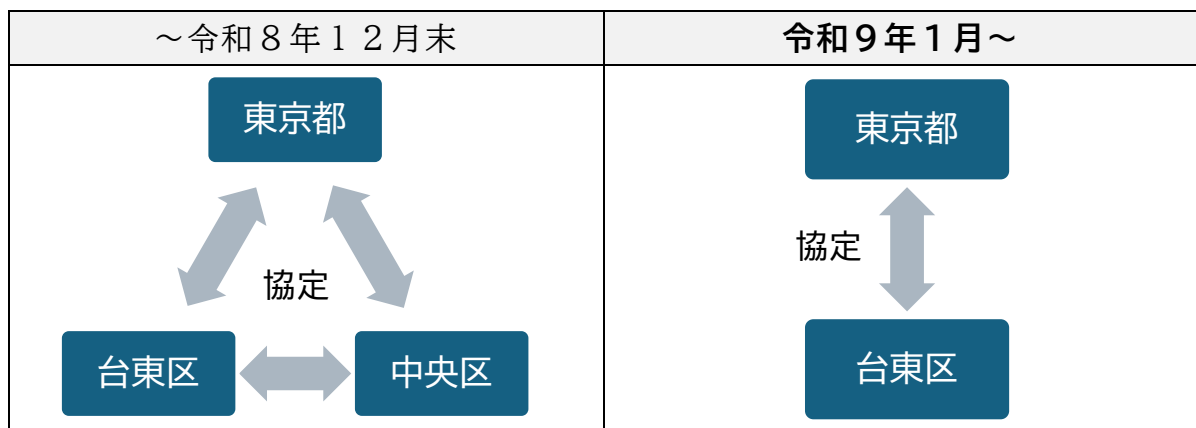


都区児童相談共同運営モデル事業について

1 概 要

令和 3 年 1 2 月から、東京都（児童相談センター）と台東区及び中央区の 3 者で協定を締結のうえ、都区児童相談共同運営モデル事業（以下「モデル事業」という。）を実施している。

令和 9 年度中に台東区の管轄が児童相談センターから、新都児相に変更になることを踏まえ、3 者で協議した結果、東京都と台東区 2 者での協定を締結し、現行モデル事業を継続することとなった。



2 モデル事業における連携強化について

都との協定締結にあたっては、現行モデル事業を基本として、以下の連携強化を図ることとする。

- (1) 台東区専任の職員体制設置（児童相談センター内）
- (2) 区の個別ケースに対する児童相談センター職員によるスーパーバイズ体制の強化（ケース会議の設置）
- (3) 心理職の専門性向上のための支援の充実（勉強会の回数増）
- (4) 区緊急受理会議への児童相談センター職員の参加（ハイリスクケース）

3 新都児相との関係について

新都児相との連携事業については、引き続き都と協議を進める。